

鳥栖市建設工事における余裕期間制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥栖市が発注する建設工事において、余裕期間を設定した契約方式を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 工事開始前に建設資材、技術者及び労働者の確保などのための余裕期間を設けることにより、受注者の円滑な施工体制の確立を図り、発注及び施工時期の平準化に資することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要領で使用する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事の始期とは実工期の開始日をいう。
- (2) 工事の終期とは、契約期間の最終日をいう。
- (3) 余裕期間とは、受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日の翌日から工事の始期の前日までをいう。
- (4) 実工期とは、実際に工事を施工するための期間（準備期間と後片付け期間を含む。）をいう。
- (5) 全体工期とは、余裕期間と実工期とを合計した期間をいう。
- (6) 発注者指定方式とは、発注者が余裕期間を設け、工事の始期を指定する方式をいう。
- (7) 任意着手方式とは、発注者が示した工事の始期までの期間内で、受注者が工事の始期を選択する方式をいう。ただし、実工期の日数は変更しないものとし、実工期の終期については、始期を前倒しする日数分を前倒しするものとする。
- (8) フレックス方式とは、発注者があらかじめ設定した全体工期の中で、受注者が実工期の始期（発注者が示した始期までの期間内）と終期を決定する方式をいう。
- (9) 契約期間とは、余裕期間と実工期を含んだ期間とする。
- (10) 工事の着手とは、工事始期以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

(対象工事)

第4条 対象工事は、鳥栖市が発注する建設工事とし、以下の工事は本要領の対象外とする。

- (1) 供用開始や関連工事等に影響を及ぼす工事
 - (2) 緊急性を要する工事（災害復旧における応急工事等）
 - (3) その他発注者が余裕期間制度になじまないと判断した工事
- 2 余裕期間制度の実施については、発注者指定方式、任意着手方式、フレックス方式のいずれかを選択する。

（工期の設定）

第5条 市長は、前条の規定により選定した工事について、180日を超えない範囲で余裕期間を設定することができる。

（入札公告及び特記仕様書への記載）

第6条 入札公告及び特記仕様書において、余裕期間を設ける工事であることを明記するものとする。

（工事の始期前の取扱い）

第7条 受注者は、余裕期間の間は、工事に着手してはならない。

- 2 受注者は、余裕期間の間は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

（契約関係の取扱い）

第8条 余裕期間制度を実施する場合における発注者と受注者の契約関係の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 工事請負契約書に記載する工期は、全体工期とする。
- (2) 任意着手方式の始期、フレックス方式の始期及び終期については、契約書を提出する前までに決定するものとする。
- (3) 受注者は、工事に着手した時はその翌日までに着手届を発注者に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、契約後速やかに工程表を提出するものとする。この場合において、工程表には余裕期間を明示するものとする。
- (5) 受注者は、工事の始期後、施工方法が確立した時期に施工計画書を発注者に提出するものとする。
- (6) 受注者は、受注時のコリンズ（CORINS）への登録については、工事の始期後速やかに登録するものとする。
- (7) 受注者は、工事の始期より前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、当該工事を実施した年度内に前払金を支払わない工事については、この限りでない。
- (8) 契約保証の期間は、契約締結日から工事の終期までとする。
- (9) 受注者は、工事の始期後速やかに、建設業退職金共済制度掛金収納書を発注者

に提出するものとする。

- (10) 受注者は、工事の着手までに現場代理人等届出書を発注者に提出するものとする。

(現場管理)

第9条 契約締結の日から工事の始期の前日までの現場管理は、発注者の責任において行うこととし、受注者に資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行わせてはならない。

附則

この要領は、令和7年4月1日から適用する。